

## 再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（水環境整備事業）				
地区名	ふるかわ 古川地区				
事業箇所	西尾市				
事業のあらまし	<p>本地域は、西尾市の中央部に位置し水稻を中心に営農が行われている。古川頭首工は一級河川矢作古川の河口から約8km上流に位置し、農業用水の取水施設として重要な役割を果たしている。</p> <p>古川頭首工は、昭和8年に設置され、昭和35年度～昭和44年度に県営かんがい排水事業により頭首工の全面改修を行い、その後、数度の補修を行ってきたが、魚道の設置は行われていなかった。</p> <p>平成19年度及び平成25年度に行われた矢作古川河川内環境調査により、アユをはじめとする数種の遡上魚種が確認されているが、古川頭首工上流部では全く確認できておらず、古川頭首工により河川内移動が妨げられている状況が確認できた。</p> <p>このため、古川頭首工に魚道の整備を行うことにより、河川環境の整備と保全を図る。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>矢作古川の河川内環境の整備と保全を推進し、河川環境の向上を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	H26～H28	H26～H32	河川調査追加による増	
	事業費（億円）	0.86	1.64		
	経費内訳	工事費	0.78	1.54	魚道構造変更による増
		用補費	0.02	0.00	現地精査による減
		その他	0.06	0.10	工事費増に伴う事務的経費の増
事業内容	魚道設置 1箇所	魚道設置 1箇所			
II 評価					
① 事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>古川頭首工がアユ等の遡上を阻害していることから、頭首工への魚道設置を行い、河川内環境の改善・工場を行う必要があるため。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>魚道設置工実施中であり、周辺河川内環境に大きな変化は見られず、整備の必要性は事業採択時と同程度と考えられる。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>周辺河川内環境にほとんど変化がなく、事業の必要性について変化はない。</p>			



Ⅲ 対応方針	
<b>継続</b>	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。          継続：上記以外のもの。</p>
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目）    □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持管理状況</li> <li>・施設の利用状況</li> </ul>	